

被災地における介護福祉士養成施設等への 修学に係る教材費等貸付のご案内

相双地域（相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村）から介護福祉士養成施設に在学又は進学し、卒業後、相双地域の介護保険施設等で介護業務に従事しようとする方への返還免除付きの教材費等の貸付

令和5年度申込期間：令和5年4月1日（土）～令和6年1月31日（水）必着

貸付内容 ②③は、いずれかを貸付

- ① 教材費 12万円以内（初回貸付時のみ）
- ② 住居費 月額3万6千円以内
- ③ 通学費 通学定期代の実費

～相双地域の介護保険施設等で、一定期間介護職として働けば貸付金が免除～

○教材費・・・3年間従事で全額免除

○住居費又は通学費

- ・・・貸付額が30万円以下の場合
1年間従事で全額免除
- ・・・貸付額が30万円を超える場合
1年間従事で30万円を免除
2年間従事で30万円を免除
3年間従事で貸付額から60万円を控除した額を免除



※免除には一定の要件があります。
※貸付条件に反した場合は一括返還となります。

【問い合わせ先】

社会福祉法人福島県社会福祉協議会 福祉サービス支援室
〒960-8141 福島市渡利字七社宮111 TEL：024-523-1256

令和5年度

詳細は
裏面をご覧ください⇒

被災地における介護福祉士養成施設等への 修学に係る教材費等貸付事業詳細

1 目的

この事業は、東日本大震災により特に甚大な被害を受けた福島県相双地域から、介護福祉士の養成施設に在学又は進学しようとし、介護福祉士の資格取得を目指す学生に対し、教材費及び住居費又は通学費(以下「教材費等」という。)の貸付を行うことにより、相双地域における介護人材を広域的に確保することを目的としています。

2 貸付対象者

介護福祉士養成施設に在学又は進学し、卒業後、介護福祉士の資格を取得し、相双地域において介護業務に従事しようとする、次の(1)及び(2)の要件を満たす方です。

(1)介護福祉士養成施設に入学する3か月前の時点において相双地域に居住している方

(2)養成施設を卒業後、相双地域の介護保険施設等において介護業務に従事する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる方

3 貸付募集人員

10名(予定)

4 申請方法

在学する養成施設を通じて、本会へお申込みください。

5 貸付額(上限額) (2)(3)は、いずれかを貸付

(1)教材費(※初回貸付時) 12万円以内

(2)住居費(月額3万6千円以内)

(3)公共交通機関による通学定期代(実費)

6 貸付期間

養成施設に在学する正規の修学期間

7 貸付利子

修学期間中又は介護施設で就労期間中は全額無利子。

ただし、返還が開始され、定められた日までに返還されない場合は、返還すべき額につき年3パーセントの延滞利子が徴収されます。

ホームページ

福島県社会福祉協議会

「被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付事業」

<https://www.f-kaigoshougaku.jp>

